

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第181号

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市消防団施設新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「消防団の業務の推進を図るため」を「京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか」に、「町内会等住民の」を「町内会その他の住民が」に、「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「要する経費の一部の補助」を「対する補助金（以下「補助金」という。）の交付」に改める。

第4条を削る。

第3条第1項中「消防団施設の新築等」を「補助事業」に、「以内で、予算」を「に相当する額」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 新築 5,000,000円
- (2) 増築又は改築 2,200,000円
- (3) 修繕又は模様替え 1,300,000円（耐震修繕を含めた修繕又は耐震修繕と併せて行う模様替えにあっては、3,500,000円）

第3条を第4条とする。

第2条各号列記以外の部分中「新築等」の右に「（以下「補助事業」という。）」を加え、「一」を「いずれか」に改め、同条第1号及び第3号中「または」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う消防分団等とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(交付の目的)

第2条 補助金は、消防団の業務の推進を図ることを目的として交付する。

第5条から第9条までを次のように改める。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業に係る工事（以下「工事」という。）に着手しようとする日の15日前の日（災害その他の理由により緊急の必要がある場合にあっては、工事に着手しようとする日）とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、消防団施設新築等補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるもの（修繕又は模様替えの場合にあっては、第4号に掲げるものを除く。）とする。

- (1) 消防団施設新築等計画書（第2号様式）
- (2) 消防団施設新築等収支予算書（第3号様式）
- (3) 工事費見積書
- (4) 設計図書
- (5) 申請に係る消防団施設の敷地及び建物（新築の場合を除く。）に係る登記事項証明書その他の当該消防分団等が新築等を行う権原を有することを証する書類
- (6) 各階平面図
- (7) 付近見取図
- (8) その他別に定める書類

(工事に係る届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた消防分団等（以下「交付決定消防分団等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 工事に着手したとき。

(2) 工事が完了したとき。

(申請事項の変更等の承認)

第7条 交付決定消防分団等は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を廃止しようとするときは、消防団施設新築等変更・廃止承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 条例第18条第1項に規定する報告書は、消防団施設新築等実績報告書（第5号様式）とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 消防団施設新築等収支決算書（第6号様式）

(2) 領収書その他の工事費を支払ったことを証する書類

(3) 工事が完了した後の消防団施設の写真

(4) その他別に定める書類

(補助金の概算払)

第9条 市長は、条例第21条第2項の規定により、工事の完了前に、補助金の交付予定額の10分の7に相当する額の範囲内の額について概算払をすることがある。

2 交付決定消防分団等は、前項の概算払を受けようとするときは、消防団施設新築等補助金概算払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(補則)

第11条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

消防団施設新築等補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年月日
消防分団等の主たる詰所等の所在地	消防分団等の名称及び代表者名 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
交付申請額	円
工事の内容	
申請の理由	

第2号様式及び第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

第4号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中

「
消防団施設新築等計画 変更 廃止 承認申請書 を 消防団施設新築等 変更 廃止 承認申請書
」

「
に、
京都市消防団施設新築等補助金交付規則第6条第2項の規定に
より消防団施設の新築等の計画の 変更 廃止 の承認を申請します。
」

「京都市消防団施設新築等補助金交付規則第7条の規定により消防団施設の新築等の 変更 廃止 の承認を申請します。」

に、
交付決定日及び
指令番号 年 月 日 京都市指令消庶第 号

「

変更の理由	
廃止の理由	

」

「

理由	
----	--

」

改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

消防団施設新築等実績報告書

(あて先) 京都市長	年月日
消防分団等の主たる詰所等の所在地	消防分団等の名称及び代表者名
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により新築等の実績を報告します。

交付決定日及び指令番号		年月日	京都市指令消庶第号	
工事の内容				
敷地	所在地			
	面積		平方メートル	地目
	所有者	住所		
		氏名		
建物・工作物	構造			
	階	面積	用途	
		平方メートル		
		計		
着工年月日	年	月	日	
しゅん工年月日	年	月	日	

第6号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

消防団施設新築等補助金概算払請求書

(あて先) 京都市長	年月日
消防分団等の主たる詰所等の所在地	消防分団等の名称及び代表者名 印 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を請求します。

交付決定日及び指令番号	年月日 京都市指令消庶第号
請求金額	円
補助金の交付予定額	円
請求の理由	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市消防団施設新築等補助金交付規則第5条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(消防局総務部庶務課)